

**【文部科学省生涯学習政策局
社会教育課関係】**

1. 放課後子ども総合プラン等に関する文部科学省の取組について

文部科学省では、地域の協力を得て放課後等に学習・体験活動の機会を全ての子供たちに提供する放課後子供教室を実施している。(平成28年10月現在、全国16,027箇所で開催されており、公立小学校における実施率は約50%)

平成26年7月に厚生労働省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」では、一体型を中心とする放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等のため、活動場所として、学校施設の徹底活用を目指しており、余裕教室等の活用や、一時的な使用を推進している。同プランでは、平成31(2019)年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備すること、全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では、取組の加速化を図るため追加的な受け皿整備について、平成30(2018)年度末に前倒して実現するための方策を検討することとされている。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号)に基づき、教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置された総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策の在り方を十分協議いただきたい。

また、一体型で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する場合は、学校区毎に放課後児童クラブと放課後子供教室、学校関係者などが参画する協議会を設置し、情報共有を図っていただきたい。

については、各学校や教育委員会と放課後児童クラブが、より一層情報共有・連携を図り、「放課後子ども総合プラン」の推進が図られるよう、福祉部局におかれても御尽力いただきたい。

放課後子ども総合プランに関する 文部科学省の取組

●
文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課
地域・学校支援推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

(前年度予算額:6,295百万円の内数)
29年度予算額:6,435百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進

放課後子供教室
(文部科学省)

地域コーディネーター

教育活動推進員
教育活動サポーター
(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

特別支援サポーター
(特に配慮が必要な子供たちへの支援)

参考
大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材
特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者など

『放課後子ども総合プラン』
として、実施 (H26.7月策定)

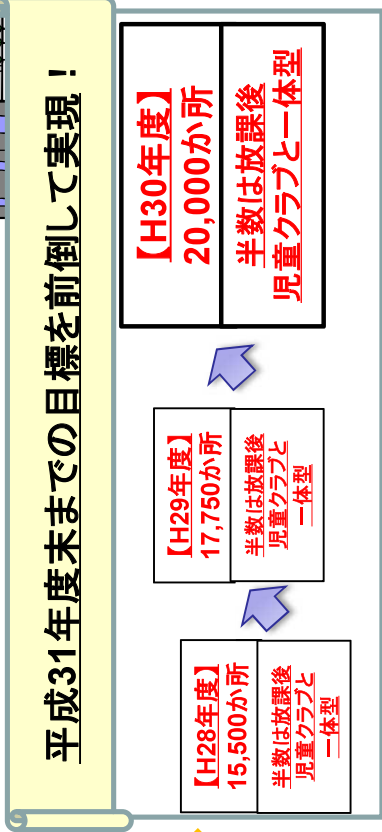
双方で情報共有
(学校区毎の協議会などで一休型・連携型の取組を促進)

多様で質の高い
プログラムの提供

【共通プログラムの例】
○室内での活動
・学習支援(予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など)
・多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室など)
○校庭・体育館での活動
スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)

放課後児童クラブ
(厚生労働省)

放課後児童クラブ支援員
放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通プログラムに参加



- ①全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
 - ②放課後児童クラブと一休型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備(特に一休型の取組を加速化)
- ※一休型推進のインセンティブとして、放課後児童クラブと一休型の放課後子供教室の設備整備やICTを活用した学習支援のための備品整備について、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)に記載

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

地域学校協働活動推進事業

【補助率】
 国 1/3
 都道府県 1/3
 市町村 1/3

(前年度予算額 6,295百万円)
 29年度予算額 6,435百万円

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な取組

～前田いきいきタイム(放課後子供教室)・前田小児童クラブ(放課後児童クラブ)～ 秋田県 北秋田市

活動の概要

- ・北秋田市立前田小学校の放課後子供教室(前田いきいきタイム)は学校の余剰教室等を活用し、週に1回程度活動をしている。
- ・学校の校舎に隣接して保育園と放課後児童クラブ(前田小児童クラブ)の専用施設があり、放課後子供教室との一体型として活動している。

実施内容

前田いきいきタイム(教室) 前田小児童クラブ(クラブ)

対象	1～6年生	1～6年生
開催日数	40日	290日
主な開催日	週1回程度	月～土
子どもの平均参加人数	15人	41人
開催場所	体育館・校庭・図書室等	小学校内専用教室

主な活動事例

自然体験を中心に様々な体験活動を実施

- ・畑づくり
ジャガイモや枝豆などの栽培を通じて植物が育つ過程を学ぶ
- ・植物を活用したクラフト教室
学校周辺を採検して拾った植物などを活用したクリスマスリースづくりなど



写真
《上》枝豆収穫の様子
《左》地域採検の様子



ポイント

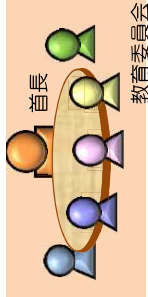
- 両事業のスタッフが放課後子供教室の活動(交流活動)と一緒に企画・運営している二体型の取組。
- 北秋田市の子供教室では、地域の方による、読み聞かせや昔遊びなどを実施し、夏休みには、地域の名所巡りや、近隣の地区の子供教室に出向き、その地域の子供たちとの交流活動などを行っている。
- 子育ての経験がある地域の方が事業に協力している。

取組の効果

- ・保護者へのアンケートで放課後子供教室の体験活動へ期待するとの回答が90%以上となっている。
- ・放課後子供教室の企画に参加する児童のうち、過半数以上が放課後児童クラブに所属しており、異年齢交流や多様な体験・活動につながっている。

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関



【平成27年4月からすべての自治体に設置】

- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、

学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(例) 耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等

③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合等に講ずべき措置

(例) いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

○ 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

○ 総合教育会議は首長が招集。

○ 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めるとも可能。

○ 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。

○ 議事録の作成・公表(努力義務)。

○ その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議の事例

千葉市

1. 構成メンバー

市長、教育長、委員

※このほか、福祉部局関係者（こども未来局長）をはじめ関係部局長が全会議に出席

2. 協議事項等

千葉市総合教育会議では、「放課後の児童の居場所の充実のための体制整備」が重要協議事項のひとつとなっている。

平成27年度に協議・調整を進める事項（3項目）

- ① **放課後の児童の居場所の充実のための体制整備**
→ 「子どもルーム（放課後児童健全育成事業）」、「放課後子ども教室」の連携・一体的な実施の検討 等
- ② 地域経済・地域産業を支える人材の育成・確保
- ③ 本市アイデンティティ醸成につながる郷土教育等の推進

今年度策定する大綱について、7つの論点を定め、そのうちの2点が放課後児童対策に係る論点となっている。

大綱策定に当たった論点（抜粋）

- ・ **放課後児童対策を含む、子どもたちの居場所づくりとその充実**
子どもルームや放課後子ども教室、新たに実施する放課後学習支援、さらには公民館やこどもカフェ等、様々なニーズ、場面に対応した「総合的な放課後児童対策」の検討・実施
- ・ 学校施設や公民館等、都市の既存ストックの有効活用の推進
学校の「空き教室」等の、「総合的な放課後児童対策」での利用など、さらなる活用の推進、及び現在の時代状況に即した公民館の活用方策の検討・実施（管理運営形態の在り方の検討を含む。）

3. 千葉市総合教育会議の開催スケジュール（予定）

平成27年4月：第1回会議開催／平成27年10～12月：第2回会議開催／平成28年3月：第3回会議開催・大綱策定

4. 福祉部局関係者出席によるメリット

総合教育会議に出席することで、議論の詳細を共有でき、事業化の促進につながる

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

- 文部科学省、厚生労働省の両省により平成28年3月末時点での「放課後子ども総合プラン」の進捗状況を調査

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型*の実施箇所数は3,549か所

*同一小学校内で共通のプログラムを実施

(同一小学校内等で両事業を実施しているのは5,219か所)

⇒ **一体型の推進に向けて、文部科学省、厚生労働省の連携により、下記の取組を実施**

※調査の結果 (URL : <http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago/enforcement.html>)

【放課後子ども総合プラン (平成26年7月)】

平成31年度末までに、全小学校区 (約2万カ所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体型**で実施することを目指す。

【ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定)】

全小学校区 (約2万カ所) で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体的**に実施する。また、**取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒しして実現するための方策を検討する。**

「放課後子ども総合プラン」、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の推進を進めることにより、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材の育成を図る。

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択))

【人材確保】

- 一体型を実施する人材の確保が困難：62.1%
- 国の財政支援が不十分：19.6%



課題解決に向けた取組 (●は継続的な取組、●は新規の取組)

- 放課後子供教室の教育活動推進員、教育活動サポートター等¹の配置の促進(特に一体型に係る人材の配置を重点的に支援)
(H29予算案：文部科学省)
 - 地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働本部」の整備の推進及び地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置の促進により、地域人材の放課後子供教室への参加を促進 (H29予算案：文部科学省)
 - 放課後児童支援員等の資質向上・人材確保のための研修の推進 (H29予算案：厚生労働省)
 - 放課後児童クラブの運営費補助基準額の増額 (H29予算案：厚生労働省)
 - 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施 (H29予算案：厚生労働省)
 - 経験等に応じた職員の処遇改善の促進 (H29予算案：厚生労働省)
-
- 一体型の放課後子供教室の設備 (パーテーション、空調設備等) や共通プログラム充実のための備品 (ICT機器等) の整備を支援 (H28補正予算：文部科学省)
 - 放課後児童クラブを実施するための既存施設の改修・設備の整備等の推進 (H29予算案：厚生労働省)
 - 放課後児童クラブにおけるICT化の推進 (H28補正予算：厚生労働省)



【設備】

- 一体型を実施するための設備等が不十分：37.7%

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択))

【場所】

- 小学校内に余剰教室等がない：47.0%

【連携】

- 教育委員会と福祉部局等、自治体内における両事業の理解、実施の場合の連絡調整が困難：29.3%
- 小学校の校長の理解を得るのが困難：6.8%

課題解決に向けた取組 (●は継続的な取組、●は新規の取組)

- 放課後児童クラブの創設整備等に係る補助基準額の上乗せに加えて待機児童が発生している場合等の補助率の高上げの実施 (H28年予算より実施：厚生労働省)
- 文部科学省・厚生労働省共同で自治体説明会等を実施し、一体型の推進や学校施設等の有効活用について周知 (文部科学省、厚生労働省)
- 放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校関係者が参画する市町村毎、学区毎の「協議会」を活用した学校施設等の活用の検討を自治体に呼び掛け (文部科学省、厚生労働省)
※放課後児童クラブの小学校での実施箇所数、割合は、H26年5月11,653 (52.8%) からH28年5月12,679(53.7%)に増加 (厚労省調査)
- 「総合教育会議」を活用し、首長部局と教育委員会が一体型の推進等、総合的な放課後対策の在り方について検討することを促進 (文部科学省、厚生労働省)
- ※総合教育会議において、一体型の推進等、総合的な放課後対策について検討している市町村数は、H27年12月：130(7.6%)*からH28年3月：236(13.6%)に増加
*文部科学省 新教育委員会制度への移行に関する調査
- 同一小学校内等で両事業を実施している学校 (5,219か所) に対する共通プログラム実施に向けた働きかけを実施 (文部科学省、厚生労働省)
→ 一体型の放課後子供教室の共通プログラム充実のための設備備品 (ICT機器等) 整備 (H28補正予算) を促進 (文部科学省)
- 一体型の優良事例 (共通プログラムの充実、学校施設等の有効活用、総合教育会議の活用等) を収集し、両省のHP等を通じて、広く周知 (文部科学省、厚生労働省)
- 一体型の促進に係る課題の解決に向けて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者を対象とする一体型推進フォーラム (仮称) を実施 (文部科学省、厚生労働省)
- 放課後児童クラブ運営指針の解説書の作成 (厚生労働省)

余裕教室活用状況の見直しについて

活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ **99.3%**が活用済み

(平成25年5月1日現在)

余裕教室をとりまく動向（放課後対策関連）

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告



活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し



放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合…



原則として

補助金相当額の国庫納付が必要

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化
(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



- 包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)
- 国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(=無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・**国庫納付不要** 報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

- 耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分
または
- 大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う財産処分

- ・**国庫納付不要** 承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

○上記以外

- ・**国庫納付が必要** 承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。¹¹

学校施設の一時的な使用の促進

「一時的な使用」とは何か

- ・本来の目的である**学校教育のためにその部屋を使用しつつ**、その目的を妨げない範囲で目的外に使用すること

「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**